

茨城の教育

茨城県高等学校
教職員組合
水戸市平須町 1-93
Tel 0293053075
Fax 0293053317
iba-kou@mito.ne.jp

長期不妊治療休暇が実現

組合と県当局との交渉によって、今年度は「長期不妊治療休暇」が実現し、給料の引き上げ、ボーナスの増額(4.2月→4.3月)、地域手当の引き上げ(4月から、5.1%→6%)も実施されることになりました。教員評価の給与反映でも一定の成果がありました。

全国に先駆け4月から、長期の不妊治療休暇が茨城県で取得可能になります。全国でも、要求は多くの教職員から出されているものの、制度の具体化に至っていない都道府県がほとんどです。以下はその概要です。

1 対象者

体外受精・顕微授精により不妊治療を受ける女性職員

2 承認と与える期間

1年(分割して取得する場合は通算して365日)を限度として、日を単位として承認される。なお、当該休暇を1年(分割して取得する場合は365日)取得した場合においては、出産(妊娠4ヶ月以上の分娩(死産及び流産を含む)、4ヶ月以上は1ヶ月を28日として算出するため85日以上)後に、新たに当該休暇を申請できる。

3 承認の手続き

当該休暇の承認に当たっては、不妊治療の内容、当該休暇を取得することが望ましい期間、不妊治療計画等を明らかにする不妊治療休暇取得に係る医師の意見書を提出する。

4 給与等

当該休暇日数に応じて給与、ボーナスは減額される。職務に復帰した時の復帰時調整は、当該休暇期間の1/2に相当する期間を引き続き勤務したと見なして、号給を調整する。

今回実現した休暇は無給ですが、1年間長期に不妊治療のための休暇が取得できます。これまでの6日間まで取れる制度は、①受診日に学校行事が入って休みづらい、②短期の受診ではなかなか結果が出ない、等の問題があり、長期の治療を受診するため仕事を辞めるか治療そのものをあきらめるかで悩む方が多く、そうした訴えをもとに組合が交渉で要求し続けた結果、県当局が実施に踏み切りました。

また、長期不妊治療休暇は次世代支援や子育て支援にとっても有効な制度で、社会的にも積極的に運用されるべき休暇制度です。制度の社会的な価値を職場の共通認識にして、各職場でも制度の積極的運用を推進していくことが求められています。職場で休暇が取りづらいなどの問題や疑問点があった場合は、職場の組合員、又は、組合本部までご相談下さい。

給食業務や嘱託員採用年数で交渉しました

現業職員

2月22日、現業労組が県教委交渉を行いました。主な内容についてお知らせします。

夜間定時制給食調理の「業務委託」について

昨年4月から太田一高夜間定時制の給食調理は民間事業者への業務委託により実施され、6月上旬までに委託先会社の社員5名が辞め、調理従事者がたびたび入れ替わる事態となっていました。この問題について10月以降の調理従事者の異動状況を確認したところ、高教課管理担当は「人の配置は関係ない」と回答し、外部に委託している給食調理業務は所管する学校現業業務とは無関係との考えを示しました。組合は教育条件である給食の安定供給を保つため、県教委が調理員を採用して給食業務を行うことを要求しましたが、来年度も業務委託を実施するとの考えを変えませんでした。

また、来年度、業務委託実施校を更に増やす考えがあるのかを質問すると「今のところ保健体育課から、あるとは聞いていない」との返答でしたが、これは給食の安定供給に係る人的配置について高教課管理担当は責任を負わない考えを示唆するものです。

給食調理を含む現業業務やその職員人事を所管するのは高教課管理担当ですが、当局は一部の職場に業務委託を導入すれば業務や人事に責任を負わない考えを示したことになります。業務委託がこのような影響を持つ懸念から、引き続き、調理員の採用による給食業務の実施を求めています。

嘱託員の採用年数の上限について

嘱託員の採用期間の上限を通算5年としていることについて、組合は、培った経験を活かしてもらうためにも通算10年にしよう要求しました。県教委は「知事部局も5年としているので困難」と回答しましたが、やりとりの中で「お話は分かる」と要求への理解を示す発言を引き出しました。また、「5年を超える場合の採用手続きを設けている」として、その手続きについては1月下旬に各校に通知し、2月上旬に協議書を提出するよう案内しているとの説明がありました。9月の交渉で要求した休暇制度の拡充と合わせ、嘱託員の採用や勤務条件について引き続き改善を求めています。

語り合いました

ぶっちゃけの集い

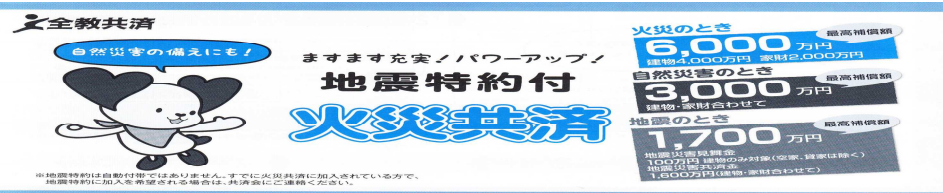
臨時教職員

1月28日、茨城県総合福祉会館で臨時教職員部新春恒例の「第13回ぶっちゃけの集い」を開催しました。水戸聾学校、盲学校、鹿島特別支援学校、水戸三高から参加がありました。

今回は、各学校における生徒によるインターネットの利用の現状(LINEなどのコミュニケーションツール、ソーシャルネットワーク)や、勤務条件(年休繰越、介護休暇の適用、再採用時の手続きなど)について語り合いました。

LINEなどのツールについては、教職員自身が具体的な使い方やその魅力、更にはトラブルの事例について学ぶことが、生徒指導のために必要であるとの感想が出されました。年休繰越については臨時教職員要求アンケートでも何人かの方から希望が出ており、また、実際に隣県を含め、全国的に実現しつつある状況です。茨城県でも早急な実現が求められます。介護休暇制度については、実際に臨時教職員による介護の事例が生じており、長期介護休暇の適用拡大が求められます。再採用時の身体検査書提出については、①再採用が実質的な継続任用であること、②費用がかかること、③繁忙期に時間を取られてしまうことから、その必要性に疑問を感じる意見が出されました。

最後になりますが、今年も、ぶっちゃけの集い、臨時教職員要求アンケートにご協力いただき、本当にありがとうございました。今後の活動の糧としたいと思います。



全教共済

自然災害の備えにも！
ますます充実！パワーアップ！
地震特約付 火災共済

火災のとき 最高補償額 6,000万円
建物4,000万円 家財2,000万円

自然災害のとき 最高補償額 3,000万円
建物・家財合わせて

地震のとき 最高補償額 1,700万円
地震は別給付金
1500万円（地震のみ対象（空家・空き家を除く））
火災（火災共済）
1000万円（建物・家財合わせて）

※地震特約は自動付帯ではありません。すでに火災共済に加入されている方で、地震特約に加入を希望される場合は、共済室にご連絡ください。

えー？ウソでしょ！ 火災共済の掛金は民間の4割

私たちの組合の全国組織である全教（全日本教職員組合）が運営する「全教共済」は、9つの共済と自動車保険（東京海上日動の団体扱い）を取り扱っています。

そのうちの一つ「火災共済」は一般的な民間保険に比べて **掛金がおおよそ4割！** 茨城県の本造住宅（40坪）で火災・自然災害・地震への最高補償 4,000万円（火災・自然災害 2,000万、地震 1,000万、家財 1,000万）で比べると、民間保険の月掛金は 8,520円に対して、全教共済の「火災共済」なら 3,610円。さらに最高補償は 5,500万円です。民間保険では今年1月から地震保険料が 5.1%値上げになりましたが、全教共済は掛金据え置きです。

全教共済は運営費が民間の半分です

掛金がこんなにも安い理由は、「利潤追求」を目的とする民間保険が掛金の4割を人件費などに使うのに対して、「相互扶助」を目的とする全教共済はそれが2割だけだからです。教職員の「生活を守る」「いのちと健康を守る」「身分を守る」運動をすすめる全教共済にあなたも加入しませんか。教職員ならだれでも加入できます。



全員の仲間が支え

1 **総合共済** 月600円 で 火災・地震・自然災害・自動車保険（東京海上日動の団体扱い）
3つあわせて 教職員のための大きな安心

2 **教職員賠償責任共済** 月150円 で 業務上の損害賠償に備えるもの

3 **くらしの賠償責任共済** 月100円 で 日常生活における法律上の賠償責任から家族を丸ごと守るもの

ビッグスリー!!

全教共済

現在、全教共済では「総合共済」「教職員賠償責任共済」「くらしの賠償責任共済」の3つの加入キャンペーンを実施しています。「総合共済」は月600円の掛金でお見舞い給付とお祝い給付があって、しかも退職時に掛金が全額戻ってくるという、お得な共済です。「教職員賠償責任共済」は業務上の損害賠償に備えるもので、掛金は月150円。「くらしの賠償責任共済」は日常生活における法律上の賠償責任から家族を丸ごと守るもので「東京海上日動」と提携し、掛金はなんと月100円です。これがあれば自転車事故による高額な賠償請求にも対応できます。

あなたも組合に加入しませんか

茨城県高等学校教職員組合は、県立学校（高校・中等教育学校と特別支援学校）のすべての職種の方々が加入できる、地方公務員法に定めがある茨城県内唯一の職員団体（労働組合）です。70年近く職場と学校をより良くするための活動に取り組んできました。困っていることを解決する智恵とチカラもあります。あなたも組合に加入しませんか。

次期学習指導要領では、高校を大幅再編（中） 小中学校の改訂案を公表

前回は中央教育審議会が昨年12月に、学習指導要領改訂に向けて文部科学大臣に提出した「答申」の概要を紹介しました。これを受けて小中学校の学習指導要領は今年度中に、高校は来年度中に告示されて、小学校では2020年度から中学校では2021年度から全面実施され、高校は2022年度から学年ごとに実施されることにも触れました。

小中学校の「改訂案」では アクティブラーニング がなくなった！！

2月14日に文部科学省は幼・小・中の次期学習指導要領の告示案を公表し、3月15日までパブリックコメントを募集しました。小学校3年から英語活動を開始し、5・6年では英語を教科として教える点や教育目標・教育内容・指導方法・評価・学校管理を一体として統制しようとしている点、学力が消え「資質・能力」に替わった点などは「答申」と同じ内容になっています。しかし、次期学習指導要領の目玉とも捉えられていた「アクティブラーニング」という語句はなくなってしまいました。もちろん知識取得が中心の受け身の学習ではなく、討論や発表などを通した「主体的・対話的で深い学び」という指導方法を教員に求めていることに変わりはありません。それにしても教育界の流行語大賞にもなるはずだったアクティブラーニングが消えてしまうとは。

「人格の完成」から「人材の育成」へ

小学校の英語教科化やプログラミング教育の必修化などは、社会のグローバル化やIT化などの「変化への対応」を子どもたちに求めるものです。今までの教育の目的は、「人格の完成」でしたが、国家や企業の要請に応える「人材育成」に転換しようとしています。「個人の尊重」よりも国家・社会を重要視しているようにも受け取れます。

「前文」を新設し、愛国心を強調！？

それは次期学習指導要領で初めて、「前文」を設置して第一次安倍政権で改正（改悪）された教育基本法の「公共の精神」「伝統と文化を尊重」「我が国と郷土を愛する態度」といった理念が色濃く反映されているからです。それは小学校の社会で竹島・尖閣諸島について政府の統一した見解を初めて盛り込んだことにも表れています。また幼稚園の指導要領に、唱歌やわらべうたとともに国歌に親しむことも例示しています。

なお、奇しくも同じ2月14日に厚生労働省が保育所の運営に関する指針の改定案を公表し、3歳以上の幼児を対象に国旗と国歌に「親しむ」と初めて明記しました。

「教育勅語」を暗唱させる「幼稚園」で

「教育方針は、大変すばらしい」と称えた「安倍昭恵」首相夫人

これらとは無関係かも知れませんが、国有地を不当に安い価格で払い下げを受けたことが問題になっている大阪の森友学園。その開校予定だった小学校の名誉校長に首相夫人がなり、「籠池先生の教育に対する想いに感銘を受け……優れた道德教育を基として、日本人としての誇りを持つ、芯の通った子どもを育てます」という挨拶文も寄稿していました。系列の教育勅語を暗唱させる幼稚園に関して安倍首相も国会で「妻から、森友学園の先生の教育に対する熱意はすばらしいと聞いている」と語っていましたが、その後批判に転じました。戦前回帰・国家主義の亡霊は今も健在のようです。

3回目となる今回は、「高校」に関する教科・科目などの「答申」内容を取り上げます。